2026 年 11 月

2026 年 11 月 20 日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ

スターツ少額短期保険株式会社

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

●災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ
弊社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定の猶予期間を設ける特別措置を実施いたしますので、ご希望のお客さまは以下の窓口にて承ります。

【お問合せセンター】
0120-444-605　受付 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

法適用市町村		法適用日
福島県 （1 町 1 村）	耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）	11 月 20 日

【NC-TB26016】